

A0101-16	起動させてはならない機器の電源スイッチなどには、 操作禁止処置を取れ		
本文	作業中に絶対に起動させてはならない機器に関する作業を行う時には、電源スイッチに他人が操作出来ない処置を取ること		
リスクの種類	巻き込まれなど	関連目次・章節	A0305
理由(何故)	機械の点検、修理などの場合に、関係者には状況が周知されて誤操作の可能性はないと考えられる場合であっても、運転者の交代などで状況を認識しない人が誤って電源操作することがあり得る。		
方策	<p>1) 操作してはいけない電源には、操作禁止を明示する札を取り付ける。札には責任者と理由を明記する。</p> <p>2) 更に運転や保安上重要なスイッチで、操作することにより人身事故や人命に関わる場合には、カバーをかけたリ施錠するなどの操作を不可能にする処置を施す。</p>		
事故例	工場の従業員一人が、丸太状の洗鉢機に登り、排水溝の詰まりを取り除く作業をしている際、調整室にいた従業員が誤って洗鉢機のスタート・ボタンを押し、洗鉢機をスタートさせた。		
法的参考事項	高圧ガス保安法・コンビ則第5条第1項48号(ボタンやスイッチの適切な操作)		
備考			